

濟

總甲第一九九號

案起

昭和三年九月八日

定決

昭和三年九月三日

施行

昭和三年九月三日

石油製品配給規則(昭和三年) 総務庁、大藏省、法務庁、
 文部省、厚生省、農林省、
 商工省、逓信省、海軍省、
 陸軍省、建設省、
 公布するに当たつたので、関係者に対して直商産業者よりそれ等
 九合議中)

共同命令案

別叙のとおり

この規則は各官廳の配給規則を定める事になり
 かつ水産関係等に關係し、自前軍艦隊の石油製品配給
 規則が九月三日に制定出来なく、その期
 日を延期するに當り、本令を延期するものとする
 事等とある。

裏面白紙

濟

總用第一九九號

案起 昭和五年九月十八日

定決 昭和五年九月三十日

行施 昭和五年九月三十日

石油製品配給規則(昭和五年) 総理府、大藏省、法務省、
文部省、厚生省、農林省、
商工省、運輸省、逓信省、
労働省、建設省、
令(第二号)の一部を改正して左記のとおり
公布するにこととした。(関係者に対して直商産業者よりそれら

別款のとおり

めくれず

裏面白紙

めくれず

裏面白紙

大總理府令、文部省令、
 厚生省令、農林省令、
 通商産業省令、建設省令、
 郵政省令、逓信省令、
 労働省令、
 石油製品配給規則、昭和二十四年
 厚生省令、農林省令、
 昭和二十一年

且、附則第九項中「昭和二十四年九月三十日まで」を「当分の間」に改める。
 附則第九項中「昭和二十四年九月三十日まで」を「当分の間」に改める。



田谷木沢沢盛河 瀬田田田
 秀正 佐佐木 平幸 護莊 鳩使
 重重 太太 太
 茂次 文喜 喜三 郎郎 治郎 人吉 茂



昭和 年 第 號

接受 昭和 年 月 日
起案 昭和 四年 九月 二七日
施行 月 日

主任者官氏名
森田三喜男
印

律紙回適用紙

配油課長

鐵山局長

總務課長

次長

長官

總務課長

官房長

次官

大臣

石油製品配給規則一部改正の件

一三 長 蓋

標記の件について別紙のように制定、施行いたしたいと思いが決裁を
こう。

なお決裁のうゑは左案によつて關係方面へ通知致したい。

参考條文

○石油製品配給規則第六條

第六條 石油製品の需要者に対する割当、需要者割当申請書の提出及び需要者割当證明書の交付（以下割当等と総称する。）については、指定生産資材割当規則（昭和二十三年
總理廳令、法務廳令、大藏省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、
通信省令、労働省令第一号）第二條第二項、第三條及び第四條第一項の規定を準用する
但し、需要者割当證明書の様式は、それぞれ別表第二及び別表第三で定める。

2 主務官廳は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、石油製品の割当
等について別に命令で定めらざることができる。

○石油製品配給規則附則第九項

9 第六條に規定する石油製品の割当等については、同條の規定にかかわらず昭和二十四

年九月三十日まで、旧例に従前の例によることとする。

シヤホ

年 月 日

銚山 局長

各通商産業局長あて

件 名

標記の件につき別紙のよう改正し、九月三十日附きもって公布、同日施行すること、なつたから了知せられたい。

押紙同調用紙

年九月三十日まて下なるは前記の如しきまてかゝる。

昭和二十四年九月二十二日

通商産業省資源廳

鉱山局配油課長

總理府會計課長 殿

石油製品配給規則一部改正の件

標記の件について關係方面と接衝した結果別紙のように制定、施行致したいと思ふが、九月二十九日までに貴省内の決済を終了せられたい。尙決済終了後は、決済稟議寫を九月二十九日までに營方にお届け願ひたい。
右よろしくお願いする。

裏面白紙

總理廳令、大藏省令、
 法務廳令、文部省令、
 厚生省令、農林省令、
 逓工省令、運輸省令、
 通信省令、労働省令、
 建設省令、

第一号

臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基いて、石油
 製品配給規則を次のように制定する。
 昭和二十四年三月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂
 大藏大臣 池田 勇
 法務大臣 高橋 貞
 文部大臣 高橋 貞
 厚生大臣 林 有造
 農林大臣 森 田 龍男
 逓工大臣 小 磯 久
 運輸大臣 大 谷 友次郎
 労働大臣 谷 本 重
 建設大臣 谷 本 重

石油製品配給規則

改正（昭和二十四年共同省令第一号）
 昭和二十四年共同省令第二号

第一（定義）

この命令で「石油製品」とは、別表第一に掲げるものをいう。
 この命令で「需要者」とは、自己の使用に供するため石油製品を需
 要する者（この命令の機關及び地方公共團體を含む。）をい
 る。この命令で「生産者」とは、石油製品の加工及び原油再生を
 業とする者を含む。この命令で「元賣業者」とは、石油製品の
 計算上において、石油製品を主として販賣する者及び自己
 の計算上において、石油製品を主として販賣することを業とし
 たり、自己の第二條の規定により登録を受けた者（以下「販賣者
 とするもの」といふ。）をいふ。この命令で「配給」とは、石油製
 品の販賣することをいふ。この命令で「主務官廳」とは、石油製
 品の配給に關し、該部門を主管する行政官廳及びそれら
 の行政官廳の委任を受けた地方官廳をいふ。この命令で「物
 資の所管官廳」とは、石油製品の生産を所管する行政官廳をい
 う。

赤のとろり改正

第一條

元業者の登録
石油製品の元業者にならうとする者は、次に掲げる各号の要件のすべてを備える旨を明らかにして通商産業大臣に登録の申請をしなければならない。

一 石油製品の輸入基地を運賃し、且つ配給能力を有すること。
二 生産業者で、且つ配給能力を有すること。
三 前各号に掲げる要件の一を備える者から直接石油製品を譲り受け、前各号に掲げる要件の一を備える者から直接石油製品を譲り受け、且つ配給能力を有すること。

第二條

通商産業大臣は、前項の規定により申請をした者の設備、配給能力等を審査した上で、前各号の要件の一を備えること認める場合は、これを一級石油製品へ加工石油製品及び廃油再生品を除く。一、加工石油製品及び廃油再生品の種類別に登録する。但し、申請をした者が、臨時物資供給調整法又は同法に基く命令その他経済の統制に関する法令の規定に違反した行為があつたため、元業者として適当でないこと認められた場合は、この限りでない。

第三條

前項の登録は、次に掲げる事項を明示して行う。
一 登録番号
二 氏名又は名簿及び住所
三 本店又は主たる営業所の所在地

第四條

設備の取扱い
設備の取扱い名
その他必要な事項

第五條

販売者の登録
販売者の登録一

第六條

氏名又は名簿及び住所
氏名又は名簿及び住所

第七條

営業所の所在地
営業所の所在地、構造、型式、規模及び能力並びに現況

第八條

設備の取扱い
設備の取扱い名
その他必要な事項

第九條

元業者の経歴
元業者の経歴、通商年数、取扱製品及び数量並びに販賣地域

第十條

前項の規定による申請をした者が次に掲げる要件を備えること認める場合は、これを登録する。この場合においては、前條第二項但書の規定を準用する。

第十一條

石油製品の販賣に必要設備を使用することができ、且つ十分な経験を有すること。

二 販賣を行おうとする地域内に營業所を有すること。
 三 元賣業者との間に常時相当量の石油製品を譲り受ける旨の協定の
 あること。
 五 前項の登録は、次に掲げる事項を明示して行う。
 一 登録番号
 二 氏名又は名称及び住所
 三 營業所の所在地
 四 設備の状況
 五 その他必要な事項

四 元賣業者に對する配給許可数量の割当
 一 元賣業者は、その登録を受けた旨を店頭その他見易い場所に表示し
 なければならぬ。

五 配給割当公文書の種類は、次の通りとする。
 一 前項の元賣業者に對する配給許可数量の割当は、割り当てる石油製
 品の品質、数量、割当期等の條件を附して行う。
 二 當量の割当は、元賣業者に對して配給許可数量の割当を行う。
 三 元賣業者の設備、能力等を基礎とし、且つ該割当期の石油製品の配給割
 当の量を決定する。
 四 元賣業者に對する配給許可数量の割当は、元賣業者の設備、能力等
 を基礎とし、且つ該割当期の石油製品の配給割当の量を決定する。
 五 配給割当公文書の種類は、次の通りとする。

一 需要者に對して主務官廳から交付される登録証、購入通帳、割当
 二 証明書等であつて、取式又は流通式でないもの
 三 その保有する石油製品を自己の使用に供する以下自家使用といふこ
 四 ために、これらの者に對して物資の所管官廳から交付される自家使
 五 用承認書

六 需要者割当證明書の交付（以下割当等と總稱する。）については、指
 七 定生産資料割当規則（昭和二十三年總理廳令、法務廳令、大藏省令、指
 八 文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令、勞
 九 働省令）第一号第二條第一項、第三條及び第四條第一項の規定を準用
 一〇 する。但し、需要者割当申請書及び需要者割当證明書の様式は、それ
 一一 ぞれ別表第二及び別表第三で定める。
 一二 石油製品の割当等については、別に命令で定めるときは、前項の規定にかかわらず、
 一三 設備、機械等の登録について別命令で定めるときは、前項の規定にかかわらず、
 一四 安定本部總裁の定める方針に基き、特定の設備、機械等につき登録制
 一五 の實施その他の必要な措置を行う場合は、何人もその定めるところに従うてなけれ
 一六 ばならない。

ば。該設備、機械等し石油製品を使用してはならない。

(割 結果の公表)

第八條 主務官廳は、需要者に対する石油製品の割当の結果を公表しなければならぬ。

(自家使用のための割当)

第九條 自家使用のための石油製品の割当については、割当てる石油製品を使用する事業の種類、使用場所、用途等の條件を附して、物資の所管官廳が行ふ。

2 自家使用承認申請書の提出及び自家使用承認書の交付については、指定生産資材割当規則第三條及び第四條第一項の規定を準用する。但し、自家使用承認申請書及び自家使用承認書の様式は、それぞれ別表第四及び別表第五で定める。

(自家使用の制限)

第十條 生産業者、元賣業者又は販賣業者は、その保有する石油製品を、自家使用承認書に記載された数量を超えて自己の使用に供してはならない。

(石油製品の譲渡し)

第十一條 石油製品は、次に掲げる場合を除くの外、何人もこれを譲り渡してはならない。

- 一 國の機關が、元賣業者に譲り渡す場合。
- 二 生産業者が、元賣業者に譲り渡す場合。
- 三 元賣業者が、他の元賣業者又は販賣業者に譲り渡す場合。
- 四 販賣業者が、元賣業者の同意を得て、他の販賣業者に譲り渡す場合。
- 五 元賣業者又は販賣業者が、配給割当公文書の記載するところに従い、且つこれと引換えに(通帳の場合は提出する。以下同じ。)需要者に譲り渡す場合。
- 六 需要者又は販賣業者が、その譲り受けた石油製品を元賣業者又は販賣業者に返還するため譲り渡す場合。
- 七 需要者が、経済安定本部總裁の定める方策に基く主務官廳の許可を受け譲り渡す場合。
- 八 臨時物資需給調製法若しくはこの命令その他同法に基く命令の規定により、又はこれらの法令に基く主務官廳の命令若しくは物資の所管官廳の命令若しくは許可を受けて譲り渡す場合。

（石油製品の譲受け）
第十二條 石油製品は、次に掲げる場合を除くの外、何人もこれを譲り

- 一 元賣業者が、國の機關から譲り受ける場合
- 二 元賣業者が、生産業者又は他の元賣業者から譲り受ける場合
- 三 元賣業者が、元賣業者又は他條第四号の規定により元賣業者の同意を得た他の販賣業者から譲り受ける場合
- 四 需要者が、配給割当公文書の記載するところに従い、且つこれを引換し元賣業者又は販賣業者から譲り受ける場合
- 五 元賣業者又は販賣業者が、前條第六号の規定により、需要者又は販賣業者から譲り受ける場合
- 六 需要者が、前條第七号の規定により、主務官廳の許可を受けた者から譲り受ける場合
- 七 臨時物資需給調査法若しくはこの命令その他同法に基く命令の規定により、又はこれらの法令に基く主務官廳若しくは物資の所管官廳の命令若しくは許可を受けて譲り受ける場合

第十三條 元賣業者又は販賣業者は、配給割当公文書と引換に、且つ当該石油製品の統制額をもつて石油製品の譲受けの申込があつたときは、これを拒んではならない。但し、元賣業者又は販賣業者が、第九條の

規定により割当を受けた自家使用のための数量については、この限りでない。

第十四條 前項の規定により石油製品の譲受けを申し込んだが、正当な理由なくしてその申込を拒まれたときは、その者は物資の所管官廳に對して、その旨を申し出て公正な解決を求めることができる。

第十五條 元賣業者及び販賣業者は、前條の統制額を、需要者が容易に了解し得る方法で表示しなければならない。

第十六條 配給割当公文書を引換に譲り受けた石油製品は、配給割当公文書に記載するところに従うのでなければ使用してはならない。但し、経済安定本部總裁の定める方法に基いて、主務官廳が行う許可を受けた場合は、この限りでない。

第十七條 元賣業者及び販賣業者の帳簿記載の義務
（元賣業者及び販賣業者及び販賣業者は、帳簿を備えて、次に掲げる事項を眞實に記載しなければならない。）
一 譲り受けた石油製品の品類別及び譲受け先別の数量、價格及び譲り渡した石油製品の品類別及び譲り渡しの先別の数量、價格及び譲渡しの年月日並びに譲渡先の名氏又は名称及び住所

三 配給割当公文書の発行願、割当期、割当番号及び割当数量（品種規格別）

四 毎日の石油製品の品種別在庫数量

（元賣業者及び販賣業者の報告の義務）

第十七條 元賣業者及び販賣業者は、毎月末日をもつて、前條の帳簿記入を締め切り、整理集計の上翌月十日までに、次に掲げる事項を、元賣業者にあつては通商産業大臣に、販賣業者にあつては通商産業局長に、報告しなければならない。

一 前月中における品種別及び譲受け先別の譲受け数量

二 前月中における需要部門別、品種別及び譲渡し先別の譲渡し数量

三 前月末日における品種別在庫数量

四 前々月末日における品種別在庫数量

（生産業者の帳簿記載及び報告の義務）

第十八條 生産業者は、帳簿を備えて、毎月の石油製品の品種別の生産数量、出荷先別出荷数量、自家使用数量及び月末在庫数量を眞實に記載し、翌月十日までに、通商産業大臣に報告しなければならない。

（生産業者、元賣業者又は販賣業者に対する報告の命令）

第十九條 物資の所管官廳は、必要があると認めるときは、生産業者、元賣業者又は販賣業者に対して、それらの者が、第十六條又は前條の規定

により帳簿に記載すべき事項に関して、前二條に定めるものの外、所要の報告を命ずることとする。

前項の命令を受けた生産業者、元賣業者又は販賣業者は、これに従わなければならない。

（需要者に対する譲渡の命令）

第二十條 主務官廳は、必要があると認めるときは、需要者に対して次に掲げる事項に關して、所要の報告を命ずることができる。

一 譲り受けた石油製品の品種別及び譲り受け先別の数量、價格及び譲受けの年月日並びに譲受け先の氏名又は名称及び住所

二 石油製品の使用状況及び石油製品を使用して生産した生産品の種類別の生産数量

三 配給割当公文書の発行願、割当期、割当番号及び割当数量（品種別）

前項の命令を受けた需要者は、これに従わなければならない。

（配給割当公文書の還流）

第二十一條 元賣業者及び販賣業者は、毎月十日までに、前月中の石油製品を引換に受けた配給割当公文書を、元賣業者にあつては通商産業大臣に、販賣業者にあつては通商産業局長に提出しなければならない。

（割当の停止又は削減）

第二十二條 在務官廳又は物資の所管官廳は、生産業者、販賣業者又は需

要者が臨時物資需給調整法又は同法による命令その他の経済の統制に関する法令の規定に違反する事実があるを認めたる場合は、該生産業者、元賣業者、販賣業者又は需要者に対する当該期又は次期以後の割当期間に於ける割当を停止し又は削減することができる。

(元賣業者又は販賣業者の登録の取消し)

第二十三條 通商産業大臣は、元賣業者の登録を、通商産業局長は販賣業者の登録を、次に掲げる場合には取り消すことができる。

- 一 元賣業者又は販賣業者が、臨時物資需給調整法又は同法に基づく命令その他の経済の統制に関する法令の規程に違反する事実があるを認められた場合。
- 二 元賣業者又は販賣業者が、その登録の資格を喪失したと認められた場合。
- 三 元賣業者又は販賣業者が、廃業を申し出た場合。

(割当の停止若しくは削減又は登録取消しの手続)

第二十四條 第二十二條の規定による割当の停止若しくは削減又は前條第一号若しくは第二号の規定による登録の取消しについては、指定生産資材割当規則第二十五條の二及び第二十五條の三の規定を準備する。

(不服の申出)

第二十五條 次に掲げる場合において、不服がある者は、登録を拒まれたこと、自己が割當を受け若しくは受けなかつたこと又は自己が處分を受けたことを知つた日から二十日以内に、不服の理由を明らかにした文書をもつて、経済安定本部総裁に申し出る事ができる。

一 元買業者又は販売業者の登録を申請した者が、正当な理由なくして登録されなかつた場合

二 生産業者、元買業者、販売業者又は需要者が、割當を受けなかつた場合又は自己に對する割當について不服のある場合

三 生産業者、元買業者、販売業者又は需要者が、正当な理由なくして割當を停止され又は削減された場合

四 元買業者又は販売業者が、正当な理由なくして登録を取消された場合

2 前項の規定により不服を申し出た者は、その文書の寫を前項第一号の場合には、元買業者の登録を申請した者にあつて通商産業大臣に、販売業者の登録を申請した者にあつて通商産業大臣に、通商産業局長に、前項第二号の場合には、當該石油製品について權限ある通商産業局長に、前項第三号の場合には、當該處分を行つた主務官廳又は物資の所管官廳に、前項第四号の場合には、元買業者にあつて通商産業大臣に、販売業者にあつては通商産業局長に、提出しなればならない。

3 経済安定本部總裁が、第一項の申出を受けたときは、その申出を受けた日から五十日以内にその申出を審査決定し、その結果を公表するものとする。

4 第一項第三号又は第四号に掲げる不服の申出に關しては、前各項に規定するものの外、指定生産資材割當規則第二十五條の四の規定を準用する。

(指定生産資材割當規則の準用)

第二十六條 指定生産資材割當規則第六條、第十四條から第十七條まで及び第二十一條の規定は、石油製品の配給に關して準用する。但し、同規則第六條、第十四條及び第十七條の規定は、石油製品に對して同規則第六條及び第十七條の規定を準用するものとする。

第二十七條 指定生産資材割當規則第六條、第十四條から第十七條まで及び第二十一條の規定は、石油製品の配給に關して準用する。但し、同規則第六條、第十四條及び第十七條の規定は、石油製品に對して同規則第六條及び第十七條の規定を準用するものとする。

第二十八條 指定生産資材割當規則第六條、第十四條から第十七條まで及び第二十一條の規定は、石油製品の配給に關して準用する。但し、同規則第六條、第十四條及び第十七條の規定は、石油製品に對して同規則第六條及び第十七條の規定を準用するものとする。

1 自家使用承認申請書及び自家使用承認書の様式については、それぞれ別表第四及び別表第五の規定にかかわらず昭和二十四年九月三十日まで、なお従前の例によることができる。

1 この命令施行前に、アスファルト、石油ピッチ及びパラフィンに關して指定生産資材割当規則により提出された指定生産資材割当申請書及び同規則により交付された需要者割当証明書は、それぞれこの命令により提出し及び交付されたものごみなす。

1 指定生産資材割当規則附表第一中「五石油イ原油ロ石油製品1アスファルト2石油ピッチ3パラフィン」を「五原油」に、同規則附表第五中「五石油」を「五石油」に改める。

3 物資の割当に關する手数料等徴收規則（昭和二十三年總理廳令。法務廳令、大藏省令、文部省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令、労働省令、建設省令第一号）農林省令、商工省令、運輸省令、第一條第一項中「石油製品配給規則（昭和二十二年總理廳令、内務省令、大藏省令、司法省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、労働省令第一号）以下配給規則（昭和二十四年第一号）以下配給規則（昭和二十四年第一号）」を「石油製品配給規則（昭和二十四年第一号）」に改める。

總理廳令、大藏省令、法務廳令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令、労働省令、建設省令第一号）、以下配給規則（昭和二十四年第一号）」に改める。

4 過剩物資等在庫活用規則（昭和二十三年總理廳令、法務廳令、外務省令、大藏省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令、労働省令第二号）第十四條中「石油製品配給規則第一條及び第三條」を削る。

別表第一

第一條第一項の石油製品は、次に掲げるものをいう。

- イ 揮発油
- ロ 燈油
- ハ 軽油
- ニ 重油
- ホ 潤滑油
- ヘ グリース
- ト アスファルト
- チ 石油ピッチ
- リ パラフィン

二 通商産業大臣が別に告示で定める品目の石油製品については、第五條、第六條、第九條、第十一條及び第十二條の規定は適用しない。

附 則 (昭和二十四年五月十七日共同省令第二号)
この命令は、公布の日から施行する。

1 この命令は、公布の日から施行する。

2 この命令施行前になされた不服の申立又は不服の申出に關しては、この命令の規定は適用しない。

裏面白紙

附 則

- 1 この命令は、昭和二十四年四月一日から施行する。
- 2 石油製品配給規則（昭和二十二年總理廳令、内務省令、大藏省令、司法省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、遞信省令、労働省令第一号 以下舊規則といふ。）石油類賣渡規則（昭和二十二年商工省令第十七号）及び昭和二十三年商工省令第七号（以下舊命令と総稱する）は、廢止する。
- 3 舊規則第十條の規定により石油配給公團總裁の指定を受けた販賣業者は昭和二十四年六月十五日までは、この命令による販賣業者とみなす。
- 4 廢油再生業者が、石油配給公團からこの命令施行前に譲り受けた廢油より再生した石油製品を、元賣業者以外のものに譲り渡す場合にはこれらの廢油再生業者を、昭和二十四年四月三十日までは、この命令による元賣業者とみなす。
- 5 この命令施行前になされた行爲に對する懲罰の適用については、舊命令はこの命令施行後もなおその效力を有する。
- 6 この命令施行前に、舊命令に基いてなした命令、処分その他の措置はこの命令に基いてなされたものとみなす。
- 7 この命令施行前に、舊規則により交付した配給割当公文書は、この命令により交付したものとみなす。
- 8 この命令施行前に、舊規則により提出された石油製品の割当に關する申請書は、この命令により提出されたものとみなす。
- 9 第六條に規定する石油製品の割当等については、同條の規定にかかわらず昭和二十四年九月三十日まで、なお従前の例によることとせらる。

当分の間